

## PARK INFORMATION

### テニスコートの時間区分が変わります

～敷島公園のテニスコートの利用区分と使用料が、県条例の一部改正に伴い変更となりました～

日ごろより、当公園をご利用いただきありがとうございます。

これまで、午前・午後・時間外の3区分で運用されていたテニスコートが、4月1日より一時間区分での運用に変更されます。これは、近年2～3時間程度の短時間利用の利用者が増えてきている状況を踏まえた改正で、より利用しやすい施設として、県民の皆様へのご提供が可能となります。

変更の詳細は、別紙をご参照ください。

#### お問合せ連絡窓口

県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV Tel.027-234-9338(10:00～16:00) 担当: 渋川

## 群馬県立公園条例の一部を改正する条例

## 《概要》

敷島公園のテニスコートの利用区分及び使用料の改正を行う。

- 敷島公園のテニスコートの利用区分及び使用料の改正を行う。  
 ・ 現状、2～3時間程度の短時間利用が多いテニスコートについて、利用者等の要望に基づき、より利用しやすくなるよう、一時間単位の利用区分に見直し、施設の有効利用を図る。

○ 改正前 (単位：円)

区 分	一日 (8:30～17:00)	8:30～12:00	12:00～17:00	時間外
一面あたり料金	2,960	1,290	1,760	810

○ 改正後 (単位：円)

区 分	9:00～18:00の間		時間外
一面あたり料金	毎正時からの一時間につき	350	810

- 施行期日  
 公布日 平成30年4月1日とする。